

# 【水質汚濁防止法】有害物質使用特定施設等の規制について

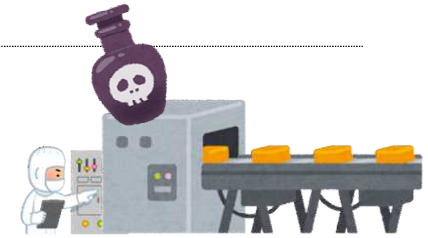
## ●対象施設

### ①有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設のうち、その施設において下記有害物質を製造、使用、又は処理するもの。

- 製造：有害物質を製品として製造すること。
- 使用：有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
- 処理：有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として、有害物質を分解又は除去すること。

※有害物質を使用している試験研究機関の研究棟、病院等の洗浄施設(第71号の2イ,第68号の2ロ)はその施設で直接有害物質の取扱いがなくても、例外的に有害物質使用特定施設に該当。



### ②有害物質貯蔵指定施設

液状の下記有害物質を「貯蔵している施設」。(一定期間設置して使用するもの)

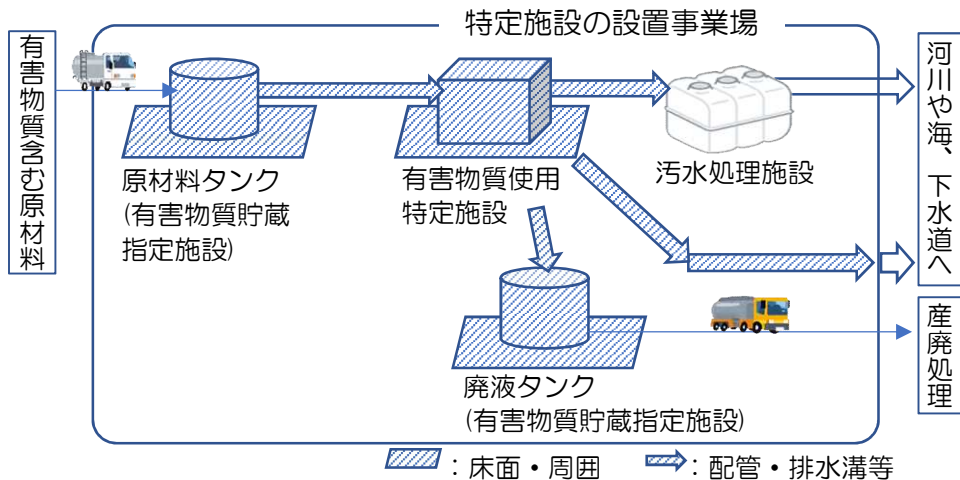
※液状でないものや一時的な貯蔵場所(ドラム缶等の貯蔵庫)は対象外



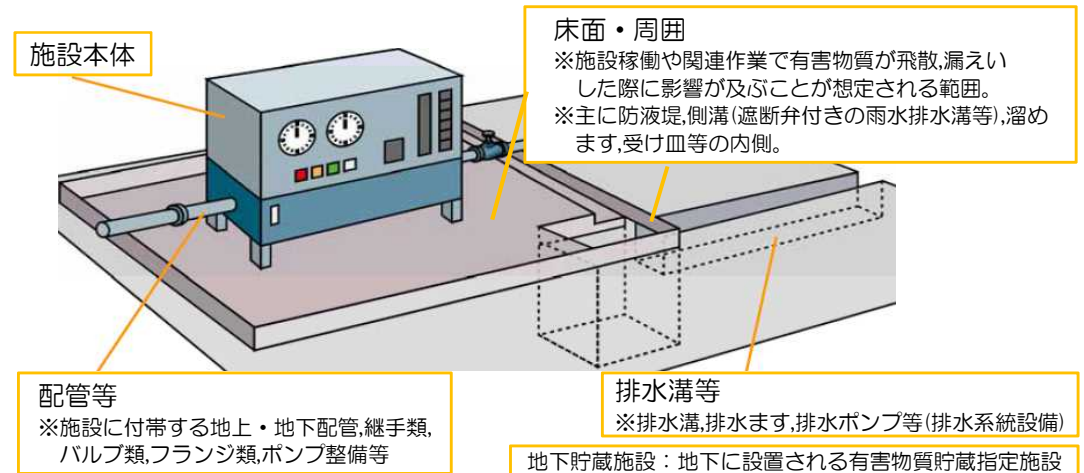
## ●水質汚濁防止法の有害物質

- |                                  |                 |                   |  |
|----------------------------------|-----------------|-------------------|--|
| 1 カドミウム及びその化合物                   | 8 ポリ塩化ビフェニル     | 16 1,1,1-トリクロロエタン | 24 ほう素及びその化合物                                    |
| 2 シアン化合物                         | 9 トリクロロエチレン     | 17 1,1,2-トリクロロエタン | 25 ぶっ素及びその化合物                                    |
| 3 有機燐化合物(パラチオ,メチルパラチオ,メチルメト,EPN) | 10 テトラクロロエチレン   | 18 1,3-ジクロロプロペン   | 26 アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(硝酸性窒素等) |
| 4 鉛及びその化合物                       | 11 ジクロロメタン      | 19 チウラム           | 27 塩化ビニルモノマー                                     |
| 5 六価クロム化合物                       | 12 四塩化炭素        | 20 シマジン           | 28 1,4-ジオキサン                                     |
| 6 砒素及びその化合物                      | 13 1,2-ジクロロエタン  | 21 チオベンカルブ        |  |
| 7 水銀及びアルキル水銀<br>その他の水銀化合物        | 14 1,1-ジクロロエチレン | 22 ベンゼン           |  |
|                                  | 15 1,2-ジクロロエチレン | 23 セレン及びその化合物     |  |

## ●構造基準順守・点検の必要箇所(斜線部)



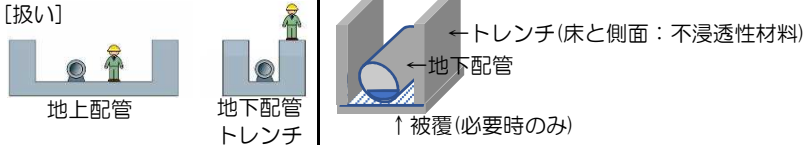
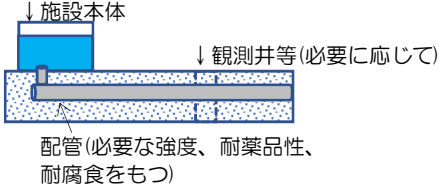
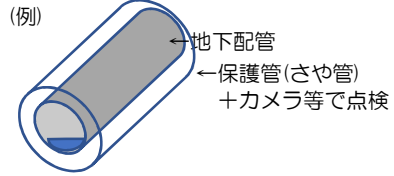
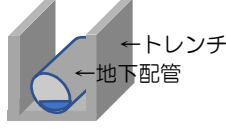
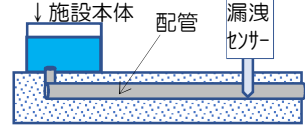
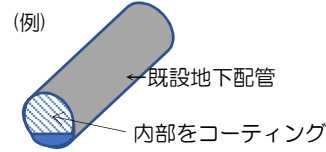
## (拡大)

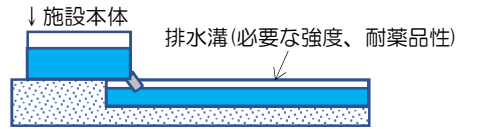

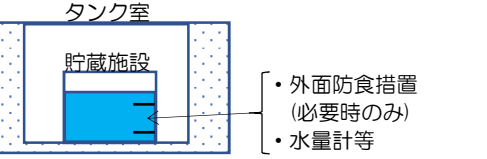
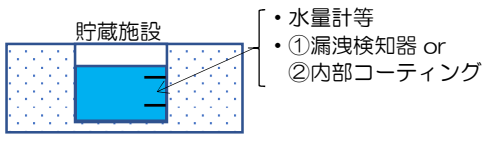



# 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（早見表）

【対象箇所それぞれを①～③いずれかに適合する基準で設置し、定期点検。点検記録、異常や漏えい等の記録は3年間保存。】

対象箇所	適用基準	構造基準	構造基準イメージ	点検方法
床面・周囲	A基準	① 以下の全てを満たすこと ・床面は不浸透性材料(コンクリート、タイル等)とし、必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆 ・防液堤、側溝、溜めます、ステンレス受皿又はこれらと同等以上の装置(防液堤等)を設置	<p>被覆(必要時のみ) ← 施設本体 防液堤等 床面：コンクリート等の不浸透性材料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面のひび割れ、被覆損傷等の有無(1回/年以上)</li> <li>防液堤のひび割れ等の有無(1回/年以上)</li> </ul>
		② ①と同等以上の措置 【例1】(防液堤等の容量が小さい場合)有害物質を含む水が漏洩した場合にポンプ設備や吸収マット等によって流出しないように回収できる設備及び体制を整える 【例2】消防法に基づき設置される製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所(完成検査済みの施設)で必要な点検等を実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>措置に応じた内容、頻度</li> </ul>
		③ 施設本体が設置される床の下部に、上部(天井部分等)からの漏えいを目視により容易に(日常活動の中で)確認できる ※台の上への設置は対象外	<p>← 施設本体 2F 1F</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床の下への漏えいの有無 ※(1回/月以上)</li> </ul>
施設本体 [注] H24.6.1 以降の 新設施設 適用不可	B基準	① 施設本体が床面に接し、本体の接する床面がA基準に適合しない場合において、以下の全てを満たすこと ・本体下部以外の床面及び周囲はA基準に適合 ・漏えい等検知装置の設置又はこれと同等以上の措置	<p>被覆(必要時のみ) ↓ 施設本体 漏洩センサー 防液堤等 ← 基準○ 基準× 基準○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面のひび割れ、被覆損傷等の有無(1回/年以上)</li> <li>防液堤のひび割れ等の有無(1回/年以上)</li> </ul>
		② 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準に適合しないが、それ以外の周囲の床面が適合すること	<p>被覆(必要時のみ) ← 施設本体 ← 防液堤等 基準○ 基準× 基準○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【追加点検】施設本体からの漏洩の有無 ※1 目視又は漏洩検知装置による点検(1回/月以上)</li> <li>※2 ※1以外の点検(内容に応じた頻度)</li> </ul>
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)	A・B 共通	規定なし ※施設が床面に接している等、一部が目視等で点検できない場合の追加点検 (例1) 湛水による水位変動の確認(1回/年以上) (例2) 代表的な部位の点検及び更新等の適正な維持管理により、目視できない部位の状態を推測する(措置に応じた頻度)	<p>基準○ 基準× 基準○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の有無(1回/年以上)</li> <li>施設本体からの漏洩の有無(1回/年以上)</li> </ul>
地上配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等	A基準	① 以下の全てを満たすこと ・漏えい防止に必要な強度を有する ・容易に劣化するおそれがない ・外面に防食措置(腐食のおそれがなければ不要)	<p>↓ 施設本体 ↓ 配管(必要な強度、耐薬品性、耐腐食をもつ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の損傷等の有無(1回/年以上)</li> <li>配管等からの漏えいの有無(1回/年以上)</li> </ul>
		② 漏えいを容易に目視確認できるように、床面から離して設置 ※配管等が階と階の間の床下にある、下部に点検可能な空間がある場合を含む	<p>↓ 施設本体 ↑ 床面から離す</p>	
	B基準 [注] H24.6.1 以降の 新設施設 適用不可	① 漏えいを目視で確認できるように設置 ※容易ではないものの目視点検できる、壁の間の配管等が該当		<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等の損傷等の有無(1回/6月以上)</li> <li>配管等からの漏えいの有無(1回/6月以上)</li> </ul>

対象箇所	適用基準	構造基準	構造基準イメージ	点検方法
地下配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等	A基準	① 以下の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレンチの中に設置</li> <li>・トレンチ底面及び側面は不浸透性材料とし、底面は必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の損傷等の有無(1回/年以上)</li> <li>・配管等からの漏えいの有無(1回/年以上)</li> <li>・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無(1回/年以上)</li> </ul>
		② 以下の全てを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい防止に必要な強度を有すること</li> <li>・容易に劣化するおそれがないこと(耐加重も考慮)</li> <li>・外面に防食措置(腐食のおそれがないければ不要)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【(必要に応じて)漏えい等の検知に必要とされる設備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>漏えい等を検知するための設備の適切な配置 ※設備の近傍で有害物質の検査管又は観測井、ガス採取管、検知用のセンサー等</li> <li>流量(又は貯蔵量)の変動を計測するための設備 ※液面計やそれに準ずる設備、流量計の設置</li> <li>その他同等以上の措置 ※規定の方法での対応後、ファイバースコープ等を用い代表的な部位(脆弱性の大きな箇所等)を点検し、計画的な維持管理を行う(維持管理計画の作成)。 +(必要に応じて)地下水の検査設備を設置し、継続的に水質の変動を監視。</li> </ol> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等からの漏えい等の有無</li> <li>※1 圧力または水位による点検(1回/年以上)</li> <li>※2 ※1以外の点検(内容に応じた頻度)</li> <li>※3 消防法第11条第5項完成検査を受けた日から15年未満(1回/3年以上)</li> <li>※4 漏えい検知設備等があり、点検が1回/月(濃度測定なら1回/3月)で実施(1回/3年以上)</li> </ul>
		③ ①②と同等以上の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>(例1) 雨水専用U字溝の空きスペースに配管を配置する</li> <li>(例2) トレンチと一体となっていないが、浸透防止できる受け皿様のものを設ける</li> <li>(例3) 配管まわりが二重構造で、カメラ等で点検できる空間がある</li> <li>(例4) 検査管を設置する</li> <li>(例5) 保護管(さや管)を設置し二重構造とするとともに、必要に応じ、配管からの漏えいを確認できる構造とする</li> </ul>		措置に応じた内容、頻度
B基準 [注] H24.6.1以降の新施設適用不可		① トレンチの中に設置されている		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の損傷等の有無(1回/6月以上)</li> <li>・配管等からの漏えいの有無(1回/6月以上)</li> <li>・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無(1回/6月以上)</li> </ul>
② 配管等からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置(流量変動の計測等)が講じられている ※上記「漏えい等の検知に必要とされる設備」の設置			<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等からの漏えい等の有無(1回/月以上)</li> <li>※有害物質の濃度測定による場合は(1回/3月以上)</li> </ul>	
③ ①②と同等以上の措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>(例1) 配管の内部にコーティング</li> <li>(例2) 既設配管中に管を通し二重構造とし、必要に応じ、漏えい等を確認できる設備を設ける</li> </ul>			措置に応じた内容、頻度	

対象箇所	適用基準	構造基準	構造基準イメージ	点検方法
排水溝※ ※排水溝、排水ます等。 ※配管で送水の場合、配管の基準を適用。	A基準	① 以下の全てを満たすこと ・ 地下浸透防止に必要な強度がある ・ 容易に劣化するおそれがない ・ 表面を必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆 ※必要に応じて上記「漏えい等の検知に必要とされる設備」を設置		・ 排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無(1回/年以上) ※漏えい検知設備等があり、点検が1回/月(濃度測定なら1回/3月)で実施(1回/3年以上)
	B基準 [注] H24.6.1以降の新設施設適用不可	① 排水溝等からの地下浸透の検知装置又は地下浸透を確認できる措置(流量変動の計測等)が講じられている ② ①と同等以上の措置 (例) 既設の排水溝の内部に改めて排水溝や排水パイプを設置	(例) 	・ 排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無(1回/6月以上) ・ 排水溝等から地下への浸透の有無(1回/月以上) ※有害物質の濃度測定による場合：(1回/3月以上) 措置に応じた内容、頻度
地下貯蔵施設	A基準	① 以下の全てを満たすこと ・ タンク室内への設置や、二重殻構造等、漏えい防止措置を講じた構造及び材質 ・ 外面に防食措置(腐食のおそれがない)が講じられている ・ 有害物質を含む水の量を確認できる ② ①と同等以上の措置		・ 貯蔵施設からの漏えい等の有無 ※1 圧力または水位による点検(1回/年以上) ※2 ※1以外の点検(内容に応じた頻度) ※3 消防法第11条第5項完成検査を受けた日から15年未満(1回/3年以上) ※4 漏えい検知設備等があり、点検が1回/月(濃度測定なら1回/3月)で実施(1回/3年以上)
	B基準 [注] H24.6.1以降の新設施設適用不可	① 以下の全てを満たすこと ・ 有害物質を含む水の量を確認できる ・ 施設からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置(流量変動の計測等)が講じられている ② 以下の全てを満たすこと ・ 有害物質を含む水の量を確認できる ・ 内部にコーティング ③ ①②と同等以上の措置		・ 施設からの漏えい等の有無(1回/月以上) ※有害物質の濃度測定による場合(1回/3月以上) 漏えい等の有無の確認 ※1 圧力または水位変動による点検(1回/年以上) ※2 ※1以外の点検(内容に応じた頻度)
	A・B共通	③ ①②と同等以上の措置	措置に応じた内容、頻度	措置に応じた内容、頻度
使用方法	A・B共通	① 以下のいずれにも適合すること。 ・ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行う。 ・ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずる。 ・ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理する。 ・ 上記使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた <b>管理要領</b> が明確に定められている。	[環境省参考資料]管理要領・点検記録のひな形等 <a href="https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html">https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html</a> →3.関係資料 (7)「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」 	・ 管理要領からの逸脱の有無とこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無(1回/年以上)